

可認局遞驛

明治十九年十月二日發兌

第壹年級
英吉利法律講義錄

第三號

英吉利法律學校

目次

○日本刑法

法學士

岡山兼吉

○代理法

米國法律學士

菊池武夫

○英國刑法

法學士

澁谷慥爾

○羅馬法

法學士

渡邊安積

○合衆國領事
裁判訴訟法

米國法律學士

シドモール

○差留權

ばりすどる

リッチフェルド

Public International Law
Private

Criminal Law.
緒言

日本刑法

法學士 岡山 兼吉 講義

校 友 畔上 啓策 編輯

第壹回

緒言

日本刑法ヲ講スルニ先チ一言諸君ニ注意ス可キモノアリ
 諸君ハ法學通論ニ於テモ學ハレシナランカ法律ニハ公法ト私法トノ
 別アリ此區別タル獨リ内國ノ法律ノミナラス萬國ニ關スル法律ニ於
 テモ亦然リ乃國際公法ト國際私法トアルカ如シ
 公法トハ政府ト人民トノ關係ヲ規定シタルモノニシテ私法ハ一己人
 ト一己人トノ間ノ關係ヲ定メタルモノナリ私法ニ屬スルモノハ民法
 商法等ニシテ公法ニ屬スルモノハ憲法刑法等ノ如キ是ナリ

日本刑法

刑法ハ政府ト人民間トノ關係ヲ規定シタル公法ノ一種ナルヲ以テ政府即檢察官ニ於テ其違背者ニ對シ公訴ヲ起ス契約法私犯法ノ如キハ私法ノ部類ニ屬スルモノナルヲ其違背ヲ訴フルニ當リテハ毫モ干涉ヲナサス其被害者タル者ノ請求ヲ待テ相當ノ官衙ニ要求シテ以テ其救正ヲ與ルニ止マルモノトス

刑法ナルモノハ公法ノ部類ニ屬シ探リモ直サス政府ト各人民ノ約束ナルヲ以テ一私人相互ノ契約ノ如ク千緒萬端ナルコトナシ從テ之ヲ改良シ易シ故ニ私法等ヨリモ先キニ其ノ編纂ニ着手スルハ之ヲ古書ニ徵スルモノヲ殺スモノハ死ス等ト云フノ語アルヲ見テ知ルヘキナリ民法憲法ノ如キハ世體ノ開クルニ從テ制定スルモノナリ殊ニ民法ハ其土地人情風俗ノ爲メニ左右セラル、所アルモ刑法ハ之ニ反シテ政府ノ權ヲ以テ作ルモノ故ニ之ヲ布クコトモ亦容易ナリトス泰西各

國ニ於テ私法ヨリ公法ヲ先キニ制定頒布スルハ蓋此理ニ因レルモノ乎

然レトモ此刑法ナルモノハ民法ノ如ク人民相互ノ間ニ違約セシモノ、如キ何事ニテモ罰スルモノニアラス豫メ條項ヲ設ケテ之ニ背違スル者ヲ罰ス而シテ之ヲ罰スルニ民法ノ如ク錯雜セサルヲ以テ研究上ノ便利モ少ナカラサルナリ日本刑法ノ如キモ明瞭ナル條項ノ設ケアルヲ以テ大ニ解シ易キ所アリ然ルニ其條項タルヤ時宜ニ由テ之ヲ定メス四百餘條中ニ網羅シ盡シタルヲ以テ實際ノ適用上困難スル所ナキト雖之ヲ適施スルニ當テハ右ハ第何條ニ擬スヘキモノナル等民事法律ヲ解スルヨリ却テ難キヲ覺ユルモノアリ况ヤ又刑事ニ至テハ民事ノ如ク唯財産上ノ關係ノミナラス人ノ最貴重ス可ヘキ身體性命ニ關係スルモノアルヲ以テ一朝之ヲ誤リシヨリ起ル所ノ弊害ハ實ニ少

々ナラサルモノアリ
刑法ハ政府ト人民トノ間ニ在テ約定ヨリ制定セシモノナレハ何人モ
此約ヲ爲サ、ル可カラス又之ヲ約セスシテ其政府ノ下ニ居ラント欲
スルモ能ハサルナリ故ニ刑法ハ最注意シテ學フ可キナリ
元來本校ハ英吉利法律學校ト稱シ只表面上ニ於テ法律ノ何物タルヲ
教フルヲ以テ足レリトセス斯學ヲ修メテ實事ニ當リ其運用ヲ圓滑ナ
ラシムルヲ勉ムルニ在リ且又諸君ノ刑法ヲ學フヤ管タニ日本國民タ
ルノ本分ヲ盡ス爲メノミニアララスシテ自營ノ道ヲ計ルノ一器ヲ作ル
ニアレハ最精密ニ攻窮セサルヘカラス日本刑法ハ僅ニ四百餘條ナレ
トモ精密ニ之ヲ研窮スルハ實ニ容易ノ業ニアラサルヲ以テ余ハ唯此
法ノ骸骨ヲ講スルニ止メン諸君ハ之ニ筋肉ヲ附ケ終始怠ルコトナケ
レハ必期ス有要ノ才ヲ養ヒ得ルコトヲ

刑法上ヨ
リ起ル權
利義務ノ
性質

法律學者海ニ於テ日本刑法ヲ説キ講スルニ佛蘭西學者ノ如ク兎角箇條ヲ追フテ註解ヲ下スモノ多シ余ハ之ニ換ヘテ學問上ヨリ其法理ノ存スル所ノ大体即骸骨ヲ説明シ漸次粗ヨリ密ニ入ラント欲ス諸君ハ之ヲ見テ以テ其大要ヲ知ルヲ得ハ幸甚

第一章 刑法上ヨリ起ル權利義務ノ性質

凡何物ニ限ラス之ヲ學フニハ其性質ヲ知ラサル可カラス是レ恰モ水ノ何タルコトヲ講スルモノハ水ノ性ヲ知ラサル可カラサルト同一ナリ諸君モ知ラル、如ク法律ナルモノハ何等ニ關セス權利義務ノ關係ヲ生シ必スヤ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノナカル可カラス故ニ此二者ノ誰タルヲ知ルハ法律ヲ攻窮スルニ當テ最必要ノコトナル可シ既ニ前ニモ述ルカ如ク刑法ナルモノハ政府ト人民トノ關係ヲ規定スル一ノ公法ナルヲ以テ此法ニ背反シタル所爲ヲ名ケテ公犯ト云フ公犯ト

ハ其意社會一般ニ對シテ違犯シタルノ所爲ナリ果シテ然ラハ此公犯ナル二字ハ卽刑法上ヨリ生スル所ノ權利義務ノ關係ヲ明カニスルニ足ルモノト言ハサルヲ得ス何トナレハ刑法ニ背キタルノ所爲之ヲ公犯ト稱シ社會一般ニ對シ違犯ノ所爲トナストキハ其權利者ハ卽社會一般ナラサルヘカラス而シテ其公犯ノ所爲ハ一人一已ノ所爲ニテモ能クシ得ルトセハ其義務者ハ自ラ一人一已ニテモ負擔スルモノト解釋セサル可カラス之ヲ要スルニ刑法上ヨリ起生スル所ノ權利ハ卽其國一般ノ公衆カ連帶一致シテ無形人トナリ之ヲ有スルモノニシテ其義務ハ卽其國一般ノ能力者或ハ特種ノ身分ヲ有スル能力者カ各人毎ニ相分擔スルモノトス此故ニ我治罪法ニ於テモ公犯ニ對スル訴訟ハ之ヲ公訴ト稱シ我國民全体ノ主權者タル天皇陛下卽政府ヲ代表スル檢察官之ヲ行フモノナリ是レ社會公衆カ其公犯ノ被害者タルヲ明

はCivil injury
はPublic injury

示スルモノト謂フヘシ
僭公犯私犯ノ區別ヲ説明シテ公犯トハ公ニ背キタルノ所爲ヲ云ヒ私
犯トハ一己人ト一己人トノ間ニ存スル規則ニ戾リタルノ所爲ヲ云フ
ト斯ク一刀兩斷ニ單純ナル解ヲ下ストキハ別ニ困難ナルコトナシト
雖退テ己レ自ラ立法者ノ地位ニ立チ果シテ如何ナル所爲ハ公犯ト認
メ以テ刑法上ノ制裁ヲ付スヘキ乎又果シテ如何ナル所爲ハ唯私犯ト
シテ民法上ノ責任ヲ負ハシムレハ足レリトスヘキ乎ヲ觀察シ又或ハ
司法官代言人等トナリ如何ナル所爲ヲ公犯ト認メ如何ナル所爲ヲ私
犯ト認メ其所爲ニ相當ナル手續ヲ盡スヘキモノナル乎ヲ按スルニ當
テ其區別ヲシテ判然ナラシムルコト蓋容易ノ業ニアラサル可シ然ル
ニ之ヲ容易ナリト云フハ是恰モ博物學ヲ知ラサル物カ禽獸草木ヲ見
テ兩翼アルモノ之ヲ禽ト云ヒ四足アルモノ之ヲ獸ト云ヒ根アリ葉ヲ

生スルモノ之ヲ草木ト速了スルカ如シ然レトモ専門學者ハ其區別ノ頗ル錯雜ニシテ此間容易ニ一定ノ界線ヲ畫スル能ハサルニ苦ムカ如クニシテ苟法律家トシテ公犯私犯ノ區別ヲ實際ニ應用スルコト亦決シテ容易ノコトニアラサルナリ刑法第二條ニ「法律ニ正條ナキモノハ何等ノ所爲ト雖之ヲ罰スルコトヲ得ス」ト云フ中ニモ其事實ヲ見テ刑ヲ適用セント欲スルモノアリテ隨分困難ナルモノナリ

公犯私犯ノ區別タル右ノ如ク定ムルト雖公犯ニ關スルモノ、中ニハ私犯ヲ含有セルモノアリ例ヘハ契約違反ノ所爲ノ如キ誠ニ一私人ノ權利ヲ害スルニ止マルカ如シト雖今其契約違反ヲシテ人々ノ勝手タラシメ官衙ニ於テ其違反セラレタル者ニ對シ何等ノ保護ヲモ與ヘサルカ如キコトアレハ其惡例忽チ蔓延シ財産ノ安固ハ一日モ保存スル能ハサルニ至ル可シ然レハ則契約違反ノ所爲タル亦多少公犯ノ性質

ヲ含蓄スルモノト言ハサルヲ得ス公犯ノ如キ殺人罪ト云ヒ放火罪ト云ヒ強盜罪ト云フ皆一般ノ安寧公益ヲ害シタルニハ相違ナシト雖此罪ヲ犯サレタルニ由テ害ヲ被リシ者ハ一個特別ニ他人ヨリモ多ク迷惑ヲ受ケシニ相違ナシ左レハ公犯ト云ヒ私犯ト云フ其間毫モ區別ナキカ如ク其標準ヲ立ル實ニ難シト謂フヘシ則同一ノ事柄ニ付テモ此國ハ民事ニ由テ處分シ彼國ハ刑事ニ由テ處分スルモノ少ナカラス他日萬國刑法ヲ制定スル時ニ及ンテハ定メテ其困難ヲ窮ムルコトナルヘシ

抑社會公衆ヲ害スル所爲即公犯ト云ヒ又一私人ニノミ損害ヲ蒙ラシムルノ所爲即私犯ト云フモ蓋之ヲ要スルニ程度ノ如何ニ關スル問題ニシテ之ヲ精密ニ論窮スルトキハ法律ヲ犯スノ所爲タル悉ク社會ノ惡例トナリ多少社會一般ヲ害セサルモノ決シテ之アラサルナリ是ニ

依テ之ヲ觀レハ其公犯ト云ヒ私犯ト稱スルモノハ立法者ニ於テ或ル所爲ハ社會公衆ヲ害スルコト大ナルヲ以テ之ニ刑法ノ制裁ヲ付シ或ル所爲ハ一私人ヲ害スルノ外格段ナル害毒ヲ社會ニ流サ、ルカ故ニ之ニ刑罰ヲ加フルノ必要ナシト認ムルニ止マリ學者豫メ論理ヲ以テ之カ範圍ヲ規定スル能ハサルモノト解スルノ外アラサルナリ故ニ余ハ左ニブルーム氏ノ公犯ノ定義ヲ掲ケ以テ諸君カ其大体ノ意味ヲ理解スルノ參考ニ供ス可シ

ブルーム氏曰凡如何ナル行爲ヲ公犯ト認メ之ヲ公訴シ以テ刑罰ニ科ス可キモノナルコトヲ豫定スルハ實ニ容易ノ事ニアラサルナリ若夫レ我國法曹カ異口同音ニ論スル所ノ彼ノ公訴ハ英國配下ノ人民一般ニ損害ヲ及ホスノ行爲ニノミ適用ス可キ規則ニ據ル可キ者トセハ配下ノ人民一般ノ損害ニハ配下ノ人民盡ク一様ノ損害ヲ蒙ムル者ト解

次ニ包意委任ノコトヲ云ハン
 包意委任ニハ種々ノ方法アリテ本人カ以前ニ爲シタル所作若クハ習
 慣ヨリシテ包意委任生スルコトアリ例ヘハ余カ毎々或人ヲ或書店ニ
 遣ハシ定時刊行ノ雜誌ヲ購求セシメタル時ハ余ノ所爲ニ依テ其後モ
 其人余ノ代理人トナルナリ故ニ再ヒ其人書店ヨリ同様ノ書物ヲ買フ
 タルトキハ余ノ爲メニ買フタリト推測ス一度他人ヲ使フタレハトテ
 何レノ場合ニテモ此推測生スルコトニアラサレトモ往々此類ノ委任
 アルモノナリ
 前回ニハ包意委任ノ第一類乃チ本人タルモノ、以前ノ所作又ハ習慣ヨ
 リシテ代人ト推測セラル、コトヲ云ヘリ其折例ヲモ申シタルカ又本
 人従前ノ所作又ハ習慣ヨリ代理委任ノ生スル外ニモ包意委任ノ生ス
 ル場合アリ例ヘハ甲ナルモノ商店ヲ有スルニ其商店ニ居ル乙カ商品

ナ客ニ賣ルヲ甲ハ見ナカラ更ニ之ヲ差止メサルトキハ乙ハ甲ヨリ商
 品賣却ノ委任ヲ爲サレタルモノト推測セラル、ナリ何トナレハ甲ニ
 乙ヲ代理人トスルノ意ナケレハ直ニ乙ノ所爲ヲ差止ムルコト正當ナ
 ルヲ以テナリ抑代理人タルモノ、爲シタルコトヲ知リツ、本人タル
 モノハ何事ヲモ爲サス又何ヲモ云ハスシテ居ルトキハ代理委任ノア
 ルヤ否ヤト云フコトハ時ト場合トニ由リテ定マルモノニシテ一定ノ
 規則アルコトナシ只規則ト云フヘキハ斯クノ如キ場合ニハ本人タル
 モノハ相當ノ時間内ニ委任ヲ爲サ、ルトノ意ヲ先方ニ通セサル可ラ
 ス否ヲサルトキハ通常ハ包意ノ委任アルコトヲ推測セラル、ナリ
 コレマテ申シタル所ハ本人ノ所作又ハ習慣ヨリシテ代理委任ノ推測
 生スルコトナルカ諸君其例ヲ能ク考察セハ其中ニ豫任モアレハ後任
 モアリ乃チ前回ニ余カ引ケル例ニ余ノ僕カ物品ヲ買取り來タルヲ余

ノ物品ト認ムルカ如キハ後任ノ場合ニシテ今引ケル商店乙ノ物品ヲ
賣ル如キハ豫任ナリコレ皆包意委任ノ中ニ含ムモノナリ
又包意委任ハ人ノ關係ヨリ生スルコトアリ是ヲ包意委任ノ第二類ト
ス例ヘハ英吉利法律ニテ人ノ妻カ家事ニ付テハ始終夫ニ代リテ事ヲ
爲スノ權アリ即妻タルモノハ家事向ニ付テハ夫ノ代理者ナリ然ルニ
此代理權ハ夫ヨリ明任スルコト稀ナリ魚屋八百屋ヨリ魚菜ヲ求メ吳
服屋ヨリ衣服ヲ調フルハ通常妻タルモノ、役割ナルニ右等ノ取計ヲ
爲スニハ別段夫ノ委任ヲ受クルコト少ナク亦其委任ヲ要セサルナリ
魚菜衣服ノ代價支拂滯リタレハトテ商人ヨリ妻ヲ訴タル例及夫ハ妻
ニ委任シタルコトナシトテ其支拂ヲ免レタル例ハ英國ノミナラス本
邦ニ於テモ聞タルコトナシ即妻ノ代理權ハ夫婦ノ關係ヨリ生スルモ
ノナリ

又組合員ハ互ニ本人代理人タル權力ヲ有スルモノナリ〔組合法ニテ諸君ハ聞カル、コトナリ〕コレヲ詳ニ云ヘハ甲乙二人組合ヲ爲シテ一ノ商業ヲ營ムトキハ甲乙何レモ一人ニテ商買ヲ爲スヲ得ルモノニシテ別段他ノ組合員ノ明意委任ヲ要セサルナリ乃チ甲ノ商買ヲ爲ストキニ乙ヨリ委任ヲ受クルニ及ハス又乙ノ商買ヲ爲ストキニ甲ヨリ一々委任ヲ受クルニ及ハサルナリ何トナレハ若シ甲乙互ニ委任ヲ受ケサル可ラストスルトキハ實際商買ヲ爲スコトヲ得サルニ至ル可ケレハナリ然ルニ甲乙互ニ代人ト爲リ得ルハ組合ト云フ兩者間ノ關係ヨリ生スルモノナレハコレ又代理カ人ノ關係ヨリ生スル一例ト云ヘキナリ

又包意委任ハ必要ヨリ生スルコトアリ是ヲ包意委任ノ第三類トス英米國ノ法律ニテ尤通常ノ例ハ船長ナリ船長ナルモノハ遠ク海外ニ涉

テ船主ノ用ヲ足スモノナレハ遠國ニ在ルトキ船ノ破損ヲ修覆シ或ハ
 自分及船子ノ爲メニ食料ヲ買入サル可ラス故ニ場合ニ依テハ船長ハ
 船ノ修覆又食料ノ買入ヲ爲ス權アリ而シテ此權力ハ強キ船主ヨリ書
 面又ハ口上ニテ委任セラレタルニアラス乃チ明意ノ委任ナキモ代理
 權ヲ有スルコト、ナレリコレ必要ヨリ生スルモノニシテ必要アルカ
 ヲハ此代理ノ權ヲ與ヘタルモノト推測スルナリ
 又横濱ニ在ル商社員ハ大抵龍動又ハ紐育ノ商社ノ代人ナリ英語ニテ
 之ヲ「^モブワクトル」ト云ヒ又「^ズコムミツシヨン、マルチヤント」ト云フ(仲買人)
 此等ノモノハ荷主ヨリ托セラレタル物品ノ腐敗スル恐アルカ又ハ破
 損スベキ性質ノ物ニシテ到底永ク留メ置クヲ得サルモノナルトキハ
 之ヲ賣却スル權ヲ有ス乃チ賣却セサル可ラサル必要アルトキハ之ヲ
 賣ルヲ得ルナリコレ又明任ナキモ必要ヨリ代理權ヲ生スル一例ナリ

又包意ノ委任ハ代理人タル者、業体乃チ營業ノ性質ヨリ生スルコト
アリ是ヲ第四類トス之ヲ説キ明スニ例ヘハ甲ナルモノヨリ品物ヲ競
賣人乙ニ送ルトキハ甲ヨリ何等ノ傳言ナキモ乙ハ該品物ヲ競賣ニス
ルコトヲ委任セラレタルモノト推測セラル、ナリ何トナレハ乙ハ競
賣ヲ營業トスレハ其人ニ物品ヲ送ルハ之ヲ競賣ニ付シ吳レヨトノ意
ヨリ生スルモノトスルコト正當ナレハナリ尙ホ結果ニ付テ申セハ乙
カ其物品ヲ賣リタルトキハ甲ハ其結果ノ責ヲ負ハサル可ラサルナリ
然シ乍ラコレハモト營業ノ性質ヨリシテ生スルモノナレハ若シ甲カ
貸藏主ナル丙ニ品物ヲ送リタリトセンニ貸藏主ハ之ヲ賣拂フヲ得サ
ルナリ其時ニハ唯該品物ヲ預リ置クニ止マルナリ何トナレハ貸藏主
ノ營業ハ性質上品物ヲ賣却スルヲ主トセサレハナリ
以上ハ包意ノ代理委任ノ生スル方法ヲ云ヘリコレヨリ他ノ點ヨリ區

別シタル代人ヲ任スル方法中ノ預任後任ノコトヲ申スヘキナレトモ預任ノコトハ云ハサルモ明瞭ナリ只後任ノ性質ニ付キ解シ難キコトアルユヘ之ヲ説明セントス

通常他人カ委任ナクシテ我カ爲メニ或事ヲ爲シタルトキハ我ハ其利益ヲ受クルヲ得サルナリ又其損害ヲモ蒙ルコトナシ併シ乍ラ其委任權ナキモノ、爲シタル事柄ヲ後日我ニ於テ認許スレハ通常受ク可ラサル利益ヲ受ケ通常蒙フル可ラサル損害ヲ蒙ラサル得サルコト宛モ當初ヨリ代理ヲ委任シタル場合ト同様ナリ是ヲ後任ヲ又ハ追認ト謂フ此追認ノ規則ノ無理ナラサルコトヲ説明サン例ヘハ甲ハ乙ヨリ委任ナクシテ乙ノ爲メニ品物ヲ丙ナル者ニ賣リタリトセンニ乙カ後日ニ至リ甲ノ爲シタル賣買ヲ認ムルトモ少シモ丙ノ位置ヲ變スルコトナキモノナリ何トナレハ丙若シ始メヨリ甲ハ乙ノ委任ヲ受ケテ該品物

ヲ賣却スルモノナリト信シタルトキハ後ニ至リ乙カ甲ノ所爲ヲ認ム
 ルトモ結果ハ當初丙ノ信シタル通りナルヲ以テ丙ノ位置ハ毫モ變ス
 ルコトナシトス若シ亦丙ハ當初ヨリ甲ニ代理權ナク實際甲自身カ本
 人ナリト信シタルトキハ後日乙ハ甲ノ所爲ヲ認メ例ヘハ賣品代價ヲ
 請求スルトモ丙ハ甲ニ對スル丈ノ權利ヲ乙ニ向テ主張スルコトヲ得
 ルナリ乃チ若シ丙ハ甲ニ對シテ差引勘定アレハ之ヲ乙ニ對シテ爲ス
 ナ得ヘシ又丙ハ乙ヲ對手トシテ出訴スルチ好マサルトキハ始メヨリ
 自分ノ本人ナリト信シタル甲ヲ對手トシテ訴フル權アリ故ニ乙カ甲
 ノ所爲ヲ追認シタリトテ丙ナル第三者ノ位置ニハ少シモ害ヲ及ホス
 コトナキユヘ追認ヲ預任ノ如ク取扱フテモ妨ケサルト云理窟ニ外ナ
 ラサルナリ

モト追認又ハ後任ト云フハ代人ト自稱スルモノカ眞ニ代理權ヲ有セ

追認ヲ爲
スニ付テ
ノ要件

サルトキ又ハ代理權ヲ有スルトモ其權限ヲ踰ヘタルトキニ必要ナリ
固ヨリ本人ヨリ與ヘラレタル通りニ代理權ヲ使用スレハ何モ論ナキ
コトナリ
サテ此追認ハ何時ニテモ之ヲ爲スヲ得ルヤト云フニ否ラス或條件ヲ
要スルナリ
第一ノ必要條件ハ代人ト自稱スルモノ本人ト揚言スルモノ、爲メニ
或事ヲ爲シタル場合ニ限ルナリ例ヘハ甲乙丙三人アランニ丙ハ自ラ
代人ト云フモノト假定シテ甲ハ丙ノ本人ト云フモノト定メンニ此場
合ニ於テ丙ハ例ヘハ甲ノ名義ニテ契約スルカ又ハ取引スルトキハ乃
チ甲ノ爲メ或事ヲ爲シタリト云フヘキナリ此場合ニ他人ナル乙ハ丙
ノ所爲ヲ追認スルヲ得ヘキカ否乙ハ追認スルヲ得サルナリ何トナレ
ハ始メヨリ丙ハ乙ノ爲メニ取引ヲ爲シタルニアラサレハナリ即他人

認スルヲ得スト云フコトニテ反對ヨリ云ヘハ代人ト稱スルモノハ追
ハ追認ヲ爲スモノ、爲メニ或事ヲ爲シタルトキニ限ルナリ
第二ニ必要ナル條件ハ本人タルモノカ代人ノ所爲ヲ爲シタル當時ニ
事實上又ハ法律上存在セサル可ラス例ヘハ茲ニ日本鐵道會社ノ發起
人等カ同會社ノ爲メニ爲シタル所爲ヲ會社ハ後日ニ至リ追認スルヲ
得サルナリ何トナレハ該會社ハ發起人等カ所爲ヲ爲シタル際ニハ未
世ニ存在セスシテ其後ニ至リ政府ノ特許ヲ得テ始メテ成立シタルモ
ノナレハナリ凡テ追認ハ認ムヘキ所爲ノ在リタルトキニ溯リテ効力
アルモノニシテ恰モ其當時豫任シタルト同一ノ効能アルモノナレハ
其時ニ方リ本人タルモノ存在セサル可ラサルナリ乃チ本人タルモノ
存在シテ爲シ得ル場合ニアラサリセハ追認ハ其効力ヲ生セサルコト
、知ルヘシ

又無遺囑ニテ死シタルモノアルトキハ死者ノ管財人ナルモノ出來ル
 ハ英米ノ例規ナリ之ヲ無遺囑管財人ト名ツク若シ本人死去ノ后其無
 遺囑管財人任命ヲ受クルノ前ニ代人ハ本人ノ死去シタルコトヲ知ラ
 スシテ或事ヲ取計フタルトキハ此管財人ハ尙其取計ヲ追認スルコト
 ナ得ルナリコハ例外ノ如ク見ユレトモ否ラス何トナレハ無遺囑管財
 人ナルモノハ死後ニ命セラル、モノナレトモ其權限ハ本人ノ死去ノ
 時ニ開始スルモノト法律上見做サル、ユヘナリ已ニ本人ノ死去ニ引
 繼テ權限アルモノトセハ代理人ノ所爲ヲ追認スルヲ得ルハ固ヨリ當
 然ニシテ例外ニアラサレハナリ
 第三ノ必要ナル條件ハ本人其追認スヘキ事柄ニ關スル情況ヲ知リテ
 追認スルヲ要ス否ヲサレハ追認其効ナシ乃チ本人カ斯ク々々ノ事情ヨ
 リシテ代人カ或事ヲ爲シタリト云フコトヲ知テ追認ヲ爲シタルニア

ラサレハ其効ナシ例ヘハ代人ガ他人ト契約シ契約ヲ爲シタル事情ヲ
 有ノ儘ニ本人ニ告ケスシテ詐ヲ告ケタルニ本人ハ其詐タルヲ知ラス
 シテ追認スル時ハ其結果ヲ本人ニ歸スルヲ得サルナリ何トナレハ其
 契約ノ情况ヲ知ラサレハナリ故ニ若シ第三者ヨリ本人ニ掛リテ其責
 ナ負ハシメントスルモ本人ハ余ハ之ヲ知ラスト答辨スルヲ得ルナリ
 左レハ若シ其責ヲ本人ニ負ハシメントスルニハ第三者ヨリ本人ハ情
 况ヲ知テ追認ヲ爲シタリト云フコトヲ證明セサル可ラス畢竟本人ハ
 己レノ委任ナクシテ爲シタルコトノ情况ヲ詮索シテ知ルノ義務ナク
 其義務ナキユヘ怠惰ノ責無ク怠惰ノ責ナキユヘ追認スルモ情况ヲ知
 ラサルトキハ責メ無キ所以ナリ
 第四ノ必要條件ハ本人カ委任ナキ代人ノ所爲ヲ追認スルトキハ其所
 爲ノ全部ヲ追認セサル可ラサルナリ此規則ハ誠ニ正當ニシテ若シ本

度 刑罰ノ程

Measure of Punishment

第三節 刑罰ノ程度

刑罰ノ分量即程度ハ唯刑罰其物ニ就テノミ之ヲ定ムルコトヲ得ス必
 他ニ比較スル所ナカル可カラス然レク如何シテ之ヲ定ムル乎ト云フ
 ニ自然ノ法律ト社會ノ法律トヲ基礎トシ如何ナル刑罰ヲ科スルトキ
 ハ社會ノ安寧ヲ保持シ未來ノ人ヲ戒ムルニ足ルヤ否ヤヲ考察シテ之
 ヲ定メサル可カラス

古昔ハ羅旬語ノ「レツキスタリ」ニス「即復讎ノ法」ヲ以テ其程度ヲ定ム
 ル最良ノ方法トセリ然レトモ此等ハ未以テ良法トスルニ足ラス元來
 犯罪者ヲ罰スルニハ其人其時其場所又ハ事情ノ如何ヲ問ハスシテ只
 復讎ヲ主トシテ他人ノ一眼ヲ抉リタル者ヲ罰スルニ其人ノ一眼ヲ抉
 リ誹譏犯ヲ刑スルニ誹譏ヲ以テシ犯姦罪ヲ罰スルニ犯姦ヲ以テスル
 モ到底其目的ヲ達スルコト能ハサルヘシ如何トナレハ今假ニ貴族カ

農民ヲ毆打シタル場合ニ於テ裁判官ハ農民ヲシテ貴族ヲ打返サシムルノ命令ヲ下シタリトセヨ斯ノ如キハ農民ノ受ケタル害ヨリモ貴族ノ刑重キヲ以テ相當ノ返報ト云フヲ得サルヘシ之ニ反シテ返報主義ノ法律ハ又輕キニ失スルコトアリ例ヘハ甲者アリ故意ヲ以テ既ニ一眼ヲ失シタル乙者ノ他ノ一眼ヲ抉リタリトテ甲者ヲ罰スルニ其一眼ヲ抉去ルコトヲ以スルカ如シ此場合ニ於テ甲者ノ一眼ヲ抉リ去ルモ猶他ノ一眼アルヲ以テ甲者ハ依然視力ヲ有スルト雖乙者ノ如キハ固ヨリ一眼ナル其一眼ヲ抉リ去ルトキハ全ク視力ヲ失スルヲ以テ刑罰ノ權衡其當ヲ得タリト云フ可カラス故ニ他人ノ一眼ヲ抉リタル者ヲ罰スルニ其一眼ヲ抉リ去ルヲ以テスル羅馬ログリアンスノ法律ノ如キハ後世一眼者ノ一眼ヲ抉リタル者ヲ罰スルニハ其双眼抉去ヲ以テスルコトニ改メタリト雖要スルニ斯ノ如キハ不當ノ法律タルヲ免レ

サルナリ他人ヲ殺害スル者ハ通例死刑ニ處スルヲ以テ或ハ人ヲ殺シタルカ故ニ之ヲ殺スト云フ返報主義ニ出ルモノトノ疑ヒナキニ非ス然レトモ殺害者ヲ死刑ニ處スルハ返報主義ヨリ來ルモノニ非ス抑人ヲ殺害スルカ如キハ最惡ムヘク最嫌フヘキ所爲ナルヲ以テ之ヲ罰スルニ嚴刑ヲ以テスルト云フ意ニ在リ敢テ復讐ノ義ニ出テタルモノニ非ス

英國ニテモエドワード第三世ノ時ニ誣告犯ヲ罰スル爲メ返報主義ノ法律ヲ設ケタルコトアリシモ僅カニ一年ヲ出テスシテ之レヲ廢棄セリ
 以上述ヘタル如ク一定ノ規則ヲ以テ刑罰ノ分量ヲ決スルコトハ到底得ヘカラサルヲ以テ之ヲ測定スルハ立法者ノ意思ト辨別ニ一委スルヨリ外ナキカ如シ然レトモ犯罪ノ性質及情狀ヨリ曳出シタル普通ノ

原則アリ其原則タルヤ適當ノ刑罰ヲ賦當スルニ多少補益スル所ナシトセサルヲ以テ今左ニ之ヲ陳述スヘシ

第一、刑罰ノ目的ニ關スル原則ニシテ損害ノ目的大且重ナルノ度ニ應シテ其損害ヲ防遏スルノ注意モ大ナリ隨テ之ニ蒙ムラシムル刑罰モ亦嚴酷ナラサル可カラス故ニ皇帝若クハ女王等ヲ殺害セント謀ル國事犯ノ如キハ英國ノ法律ニテハ之ヲ罰スルニ嚴刑ヲ以テスルナリ又單ニ犯罪ヲ企圖スルノミニテハ其之ヲ實際ニ遂ケタル如キ惡ムヘキモノニアラス如何トナレハ凡テ兇惡ハ之ニ近接スルニ隨テ益不快戰慄ヲ感スルモノナレハ單ニ兇惡ヲ企圖スルノミナラス其之ヲ實際ニ爲シ遂クルニハ一層頑固ナル惡意ヲ要スレハナリ是蓋悔悟慚愧ノ念慮ヲ獎勵スルモノニシテ犯罪ヲ遂ケ終ルノ際ト雖其非ヲ悔テ中止スルハ決シテ遲トセス犯罪ノ中途ニテ先非ヲ悔ヒ惡意ヲ放棄スルハ其

之ヲ遂クル爲メ猶一步ヲ進ムニ優ルコト固ヨリ言テ俟タス彼重罪未
 遂犯等ヲ其既遂犯ニ比スレハ數等輕キ刑罰ニ處スルハ卽此理ニ基ク
 モノナリ然リト雖國事犯ノ如キ其目的トスル所國王等ノ殺害ニ在ル
 モノハ單ニ企圖ノミニ止ラス企圖者動作中自ラ其意思ヲ有スルコト
 ナ證明スルモノアルヲ以テ其意思ニシテ若或行爲ニ現ハルトキハ最
 嚴刑ニ處スルモノトス是意思ハ行爲其物ニ同シト云フニアラス國事
 犯企圖者ヲ罰スルニ適當ノ刑ニシテ之ヲ實際ニ遂ケタリトテ他ニ蒙
 ムラシムヘキ嚴刑ナキヲ以テナリ
 又非常ノ情慾誘惑ハ或ハ罪狀ヲ輕減スルコトアリ例ヘハ饑渴ニ迫テ
 他人ノ物ヲ竊盜スルハ貪慾又ハ驕奢ニ供スル爲メニ竊盜スル者ニ比
 スレハ輕減スヘキ情狀アリ又他人ヲ謀殺スル者ハ一時ノ怒ニ堪ヘス
 シテ殺害シタル者ヨリモ其刑罰ヲ嚴ニスル等犯罪者ノ年齢、教育及性

質又ハ再犯、時日、場所、數人共犯、其他諸般ノ情狀ノ如キハ即罪質ヲ輕重
 増減スルモノナリ
 前ニモ述ヘタル如ク刑罰ノ目的トスル所ハ未來ノ犯罪ヲ防クニ在ル
 モノナレハ諸種ノ犯罪中ニテハ社會ノ安寧及幸福ヲ害スルノ甚シキ
 モノヲ最嚴刑ニ處シ而シテ同兇惡ノ犯罪中ニテモ最犯シ易クシテ之
 ヲ防クコトノ難キモノヲ罰スルニ苛刑ヲ加フルヲ以テ至當トナスカ
 如シ故ニ手巾其他瑣細ノ物ヲ盜ミタル者ヲ罰スルニハ十年乃至十五
 年ノ流刑又ハ三年ノ禁錮ヲ以テシ他人ノ田畑ニ生スル穀物等ヲ盜ム
 カ如キハ前者ニ比スレハ其價格ハ數十陪ナルモ之ヲ罰スルニハ僅ニ
 七年ノ流刑又ハ二年ノ禁錮ヲ以テセリ昔者マン島ニ於テハ此規則ヲ
 適用シ他人ノ所有ニ屬スル一頭ノ牛又ハ驢等ヲ盜ムハ重罪ニ非スシ
 テ侵害ノ罪トセリ蓋竊ニ之ヲ盜去ルコト甚難キヲ以テナリ之ニ反シ

テ鶏豚等ヲ竊盜スルハ容易ニ其目的ヲ達シ得ルヲ以テ之ヲ重罪トシ
其犯罪者ヲ罰スル死刑ヲ以テスルノ極度ニ達セリ

要スルニ刑罰モ苛酷ニ過キ殊ニ之ヲ蒙ムラシムルニ其區別ヲ明ニセ
サレハ犯罪ヲ防キ人民ヲ懲戒スルノ效果ハ仁慈ヲ基トシ嚴酷其度ニ
適スルノ刑罰ニ如カサルモノトス彼著名ナルモンテスキュー氏ノ如
キハ能ク人類行爲ノ原因ヲ極メ犯罪ヲ防クニハ刑罰ヲ嚴酷ニスルヨ
リモ寧口之ヲ確實ナラシムルニ如カサルノ理ヲ明ニシタル人ト云フ
ヘシ氏ノ曰法律苛酷ニ過クルトキハ其執行ヲ妨クルモノニシテ非常
ニ殘虐ナル刑罰ヲ加フルトキハ社會ハ却テ爲害者ヲ無罪ナラシメン
コトヲ感スルモノナリト又マリーリ女皇ノ世ニ頒布シタル布告ノ序文
ニ曰國王ノ威嚴ハ苛酷ノ法律ヲ設ケテ人民ヲ惶怖セシムルヨリ寧口
配下ノ臣民カ君ヲ愛慕スルヨリ生スルヲ以テ君民同治ヲ保持スル爲

メニ設ケタル法律ハ嚴刑ヲ加フルモノヨリモ人民ハ却テ能ク之ヲ遵奉スルモノナリト故ニ若宗教ノ事務ニノミ沈醉シタル彼女皇ヲシテ政治上ノ事柄ニ就キ彼自身及國會ノ感覺ヲシテ斯ノ如クナラシメハ英國ノ爲メ大ナル幸福ヲ來シタルヤ固ヨリ疑ヲ容ル可カラス且殘虐ナル法律ハ其國ノ亂擾不穩又ハ其基礎ノ堅固ナラサルコトヲ表明スルノ徵候ナルハ之ヲ經驗ニ徵シテ知ルヲ得ヘシ彼羅馬王政時代ノ法律及十名ノ立法委員カ制定シタル十二銅表ノ如キハ其刑罰實ニ殘虐ヲ極メタルモ「ポリシア」ノ法律ハ羅馬府民ヲ死刑ニ處スルコトヲ罷メ總テ殘虐ナル刑罰ヲ廢シタルヲ以テ當時ノ共和政治ハ大ニ繁榮ヲ致シタルモ帝政ノ時代ニ至テ再苛酷ノ刑罰ヲ設ケ終ニ滅亾ヲ招キタル如キハ諸君ノ既ニ熟知セラル、所ナリ

加之ナラス性質ヲ異ニスル一切ノ犯罪ニ科スルニ同一ノ刑ヲ以テス

ク「哲學ハ」自然ニ從ヒテ生活ス」ト云フコトヲ奧義トシタル者ナル方其所謂自然トハ簡單ト云フコト、殆ト同物ナリ然ルニ羅馬ノ萬國法ト稱スル者ハ之ヲ古來ノ舊法ニ比スレハ遙ニ簡單ナル者ニテアリシニ當時羅馬法學者ハ大抵「ストイツク」哲學ニ心醉シタル者ナリシカハ終ニ哲學ニ自然ト云フ者ハ即此萬國法ノコトナルヘシト考ヘ是ヨリシテ萬國法ト自然法トナ同物ト看做スコト、ナレリ

成文法及
不文法

成文法及不文法「ジアス、スクリプタム、ジアスノン、スクリプタム」國法ヲ分チテ成文不文ノ二種トス羅馬法ニ於テ成文ト云フハ文法上ノ意義ニ用ヒタル者ニテ即政府ノ制定シタルト否トヲ問ハス文書ニ記シタル法律ハ都テ成文法ニシテ全ク慣習ニ存スル所ノ法律ヲ不文法ト稱シタル者ナリ

人事法物
件法及訴
訟法

人事法物件法及訴訟法「ジアス、パーソン、チーラム、リーラム、エ

はPraetor-made-law
にJus Gentium
はJus Naturale

Positive Law
Legislation

身分即不
平等ノ權
利
自然法及
固有法

ト、アクシヨナム

羅馬ノ私法ハグアイアスノ時以來全篇チ人事、物件、訴訟ノ三法ニ區別
スルコトヲ常トセリ

第一卷 身分即不平等ノ權利 人事篇

自然法及固有法 ヂヤス、ゼンシアム
ヂアス、シビル

凡ソ法學ハ人定法ヲ論究スルモノナリ人定法ノ唯一ノ根元ハ立法ニ
在リ然ルニ立法ニハ直接ノモノト間接ノモノトノ別アリ直接ノ立法
トハ一國ノ政治上ノ優者(統治者)カ直接ニ命令スル所ノモノヲ云ヒ間
接ノ立法トハ下等ノ執法者カ令達スル所ノモノヲ統治者カ默許スル
ニ出ツルモノヲ云フ
羅馬法又ハ英吉利法ヲ讀ムモノハ執法官制定法ト裁判官制定法ト云
フ文字ニ出逢フナラン斯ノ如キ法律ハ皆暗ニ統治者カ認許シ確定シ

人定法ト
人定道徳
トノ別

Law of Honor
Law of Fashion
Sanction

タルニ由リ法律タル効力ヲ有スルモノナリ
羅馬法ニ於テヒガアス、ヂエンシアム 又ハほガアス、ナチュレル 自然法ト稱スルモノアリ是ハ羅馬ノ人定法
ノ一部分ヲ成スモノニシテ即羅馬ノ裁判所ノ執行シ羅馬ノ行政官ノ
施行スル法律ニ外ナラス故ニガイアスノ書ニ自然法ハ自然ニ由リテ
生シ固有法ハ羅馬ノ立法部ニ由リ制定セラレタルモノト云ヘルハ古
來慣熟シタル文字ヲ襲踏シタルモノトハ言ヒナカラ實ハ大ニ不適當
ニシテ誤謬ヲ招キ易キ文字ナリ何トナレハ自然ノ命令ハ許多ノ要用
ナル點ニ於テ政治上統治者ノ命令ト異ナル所アルヲ以テナリ
オースチン氏ハ人定法ト其他ノ法トヲ區別スル爲メニヘロー、チフ、ナリ 名譽ノ法及時
好チフ、ファッションノ法ト云フモノヲ引用シテ説明セリ名譽ノ法時好ノ法ハ純粹ニ道
徳ノ法トハ性質ヲ異ニセリ抑此等ノ法ハ之ニ背クトキハ他ノ人民ヨ
リ己ニ對シ或制裁サンクションヲ加フルモノナリ故ニ其制裁ヲ受クルコトヲ好マ

自然法ハ
 人定法ノ
 一タル事
 自然法ヲ
 作リタル

サル者ハ皆是等ノ法ニ從フヲ甘ニスヘシ而シテ立法部ノ制定スル法
 律モ亦之ト同シク人ノ制作シタルモノニシテ之ニ違反スルモノハ或
 苦痛卽制裁ヲ蒙ルモノナリ左レハ此點ニ於テハ時好ノ法等ト人定
 法トハ異ナル所ナシ然レトモ他ニ此二種ノ法ノ大ニ相異ナル點アリ
 卽時好ノ法杯ハ之ヲ作ル人不確定ナリ然ルニ政治上ノ法ハ或確定シ
 タル立法者ノ數ク所ナリ又時好ノ法杯ノ加フル所ノ制裁ハ不確定ノ
 人ニ依リテ之ヲ加フルモノナレトモ政治上ノ法ノ制裁ハ一定シタル
 役所之ヲ加フルナリ
 今羅馬法ニ言フ所ノ自然法ハ前ニ述フル如キ道德上ノ法若クハ人ノ
 輿論ヨリ生スル法トハ大ニ其性質ヲ異ニシ明ニ人定卽政治上ノ法ノ
 一種類ヲ成スモノナリ羅馬ノ自然法ヲ作リタル機關ハ重ニ外國奉行
ブレイトル、ベレグリニ
 ノ規程ナリエックト羅馬國士ト外國人トノ關係ヲ規程スルコトハ謂ユル外國

機關

第一規程

奉行ノ管轄ニ屬スルモノナリキ爰ニ外國人ト云フハ以前ハ羅馬ニ屬セサル國ニシテ後羅馬ノ爲メニ征服セラレ羅馬法ノ保護ヲ受クルニ至リタル所ノ地方ヲ云フナリ外國奉行ハ毎年其施行スル所ノ規則ノ原則ヲ發行シ人目ニ觸レ易キ處ニ掲出セリ此原則ハ後ニ及ヒテ自然法ト號シ以テ固有法ニ區別セリ抑自然法トハ羅馬ノ奉行カ羅馬國土ト外國人トノ交際ヲ支配スルニ足ルノ規則ナリト思惟シタルモノニシテ或者ノ考フル如ク各國ノ法律ニ普通ナル原則ヲ集合シタルモノヲ云フニアラス然ルニ斯ノ如キ規則ハ漸次ニ其適用ノ區域ヲ擴メ古來存スル所ノ固有法ノ嚴刻ニ過キ民情ニ適セサル場合ニ於テハ國土ト國土トノ間ノ交際ト雖亦此自然法ヲ以テ支配スルコト、ナレリ又自然法ノ規則ヲ以テ羅馬人定法ト爲シタル他ノ機關ハ法律家ノ著書ナリ蓋著書ハ元立法部ニ於テ暗ニ之ヲ認メタルニ過サリシカ後年

第二學者
ノ著書

固有法

自然法ノ

ミニ存ス
ル契約

ニ及テ之ヲ明許シタリケレハ學者ハ羅馬法ヲ解釋スルヲ名トシ實ハ其
 區域ヲ擴張スルコトヲ勉メタリ其最盛ナリシハ凡シセロノ時代ナリシ
 固有法トハ十二銅表ノ法律ヲ云フモノニシテ後年ニ及ヒテ此法律ハ
リチアス、シビル
 或ハ立法ノ手段ヲ用ヒ或ハ裁判官ノ解釋ニ由リ其意味ヲ擴充シタル
 モノナリ爰ニ羅馬固有法ニ定ムル所ノ一二ノ規則ヲ掲クレハ財産ヲ
 獲得スルニ「マンシペーシヨ」及「インジュルセツシヨ」ト云方法アリ契約ニ
 ハ「子クサム」及「スポンシチ」ノ方法アリ無遺囑相續ハ「アグ子ーシヨ」即民
 事上ノ血統ニテ相續スル等コレナリ然ルニ自然法ノ規則ニ於テ所有
 權ヲ得ルニハ交附ツラジシヨヲ以テス契約ハ別段ノ式ナキ問答ヲ以テシ無遺囑
 相續ニハ自然上コケ子ノ親族之レカ相續ヲ爲スコト、ス
 右ニ例トシテ示シタル法律ヨリ外ノ科目ハ固有法ト自然法ト對立シ
 テ異リタル規則ヲ存スルニアラスシテ專ラ自然法ノ管轄スル所タリ

自然法ノ
契約ヲ固
有法ノ認
探スル程
度

即賣買賃貸會社等ノ如キ契約ハ之ヲ承諾契約ト云ヒ使用賃借消費
コンセンシユアル、コントラクト
 物貸借契約等ハ之ヲ物件契約リイアル若クハ實行契約ト云ヒ何レモ自然法ノ
 規則ニ從フモノナリ
 物權ヲ獲ル方法ハ第二卷ニ於テ之ヲ説明ス
 人權ニ關スル自然法ハ固有法ノ之ヲ認探シタル程度ノ深淺ニ由リテ
 左ノ二種ニ區別ス
 第一 自然法ノ或部分ハ固有法上ニ於テモ出訴權ノ原由トナルモノ
 ト認メタリ即(一)前ニ記載シタル無式契約(二)私犯ヨリ生スル賠償ノ義
 務(三)紛失シタル物品ヲ他人理由ナクシテ拾取リタルトキ遺失者之ヲ
 恢復シ得ル准契約上ノ權利等ハ皆此部類ニ屬ス此種ノ權利ハ其確固
 タルコト古來固有法上ノ權利ト毫モ異ナルコトナシ
 第二 自然法上ノ權利ニシテ前記ノモノ、外ハ直接ニ出訴ノ原由ト

羅馬法

五十三

Exception

自然法ト

普通法ト

ナ別視ス

ル説

スルコトヲ許サ、サレトモ幾分カ固有法之ヲ認採シ間接ニ之ヲ執行
シタリ其一ニノ場合ヲ示サンニ(一)自然上ノ義務ハ直ニ出訴權ノ原由
トナラスト雖衡平法上ノ^{ル・エキレプレヨン}抵拒ノ原由トナルモノナリ例ハ單ニ自然上
ノ負債アルモノ之ヲ償却シタルトキハ債主ハ之ヲ握持スルコトヲ得
故ニ負債者其後ニ至リ法律上ニ於テ償却ノ義務ナク錯誤ニ由リテ支
拂ヒタルコトヲ主張シ其金員ヲ取戻サント出訴スルトキ債主ハ負債
主ニ自然上ノ義務アリト抗辯シ又ハ義務相殺ヲ主張シテ取戻ノ訴ヲ
却グルヲ得ヘシ又(二)自然上ノ義務ハ付從義務ノ原由タルコトヲ得即
保證契約書入質等ノ如キハ自然上ノ義務ニ就キテ之ヲ爲シタルトキ
ト雖法律上認メテ有効ナルモノトス右等ノ義務ハ直接ニ出訴ノ原由
トナラサルヲ以テ之ヲ不完全ナル義務ト稱スルトハ雖間接ナカラモ
羅馬ノ裁判所ニ由リテ之ヲ執行スル以上ハ矢張羅馬ノ人定法ノ一部

近世學者
ノ説

分ヲ爲スモノト云ハサル可ラス
羅馬學者ノ中ニハ自然法ト普同法トヲ區別スルモノアリ即アルピア
ンハ自然法ヲ解シテ夫妻ノ關係親子ノ關係杯ノ如ク政治社會ノ未起
ラサル以前ニ存スルモノニシテ之レ無クンハ人種ノ生殖得テ期ス可
ラサル人種ノ關係ヲ支配スル法律ナリト解シ普同法ハ既ニ政治社會
ノ存在スルニアラサレハ決シテ生シ得ヘカラサル人類ノ關係ヲ支配
スル法律ナリト云ヘリ
近世ノ學者ノ普同法ヲ解スルノ説ヲ聞クニ普同法トハ各國人定法ヲ
比較シ一般ニ普通ナル法理若クハ全世界中ノ大部分ノ國民ノ採用ス
ル所ノ自然ノ正理上ノ原則ナリト云ヒ自然法トハ哲學上ノ理想即道
徳上ノ法律若クハ神法ニシテ實際立法ヲ以テ制定施行スルト否トニ
係ハラス何國ト雖道徳上應サニ採用セサル可ラサル所ノ正理ヲ指示

Personae
をRes
かActiones

別 法律ノ類

スルモノナリト云ヘリ然レトモガイアスハ此敎課書ニ記載スル所ニ
依レハ自然法ト普通法トハ全ク同一意味ノ語トシ交互使用シタリ

法律ノ類別

ガイアス敎課書ノ第一卷第八條ニ曰吾人ヲ支配スル法律ノ全部ハ
人物、又ハ訴訟ニ關スルモノナリ

法律ノ區別ハ何ニ由リテ之ヲ定ムルヤ立法官カ自ラ分別スル所ノ法
律ノ小部類ハ如何ガイアスハ法律ノ全体ヲ分チテ人法、物法、訴訟法ト
爲シタルハ果シテ何ノ主意ニ出テタルモノナラン乎請フ之ヲ討究セ
ン

先第一ニ訴訟法ヨリ論センニモト此區別ヲ創定シタルモノ、意ハ訴
訟手續ノ法律ヲシテ權利ヲ規定スル法律ニ對立セシムルニアリシナ
ラン即ベンサムノ語ヲ用フレハ助法ノ成典ト主法ノ成典ト相對立セ

訴訟法ノ

性質

*Sanctioning right
*Primary right

ⁿFormal
^{*k}Material

人法ト物

法トナ分

ツ原理

オースチ

ンノ説

シムルニアルナラン然ルニガイアスノ教課書ニ於テハ此區別ヲ嚴重
 ニ守リタルニアラスシテ其訴訟法ノ部ニ於テ救^よ正^{サシクシヨシニシテ}權^{ハ、ライイト}即^{テ、プライマリー、ライイト}主性ノ權
 ニ對スル權利ヲ論セリ蓋訴訟法ハ二様ノ性質ヲ有スルモノナリ第一
 ハ形式^{レ、フチーアル}ノ性質純粹ニ法式ニ關係スルモノニシテ救正權ヲ執行スル規
 律方法ヲ定ムルナリ第二ハ實體^{マテリアル}ノ性質ヲ備ヘ幾分カ訴訟人ノ主性ノ
 權利ヲ變更スルノ結果アルモノナリ今本書ハ訴訟法ヲ論スル部ニ於
 テモ亦幾分カ法式ニ關スルコトヲ論スト雖多クハ法律ノ實體ニ關ス
 ルコトヲ記載セリ

次ニ人法ト物法トノ區別ヲ爲ス原理ヲ探究スルニ之ヲ瞭知スルコト
 甚難シ何トナレハ此二ツノ成典ハ共ニ同シク人ノ權利義務ヲ規定ス
 ルモノナレハナリオースチン氏ノ如キハ此二者ノ區別アル理由ハ物
 ノ法ニハ一般ノ人ニ關スル部類ノ法律ヲ論シ人ノ法ハ格段ノ人ニ關

Law of Status
Equal
Unequal

眞理
ノ區別ノ
人法物法

シ即例外ノ法ヲ論スルモノトシ尙之ヲ詳言スレハ此二者ハ深キ差異
アルニアラス只格段ニシテ例外ノ法律ヲ一般普通ノ法律ト區別スル
ハ實際上便利ナルカユヘノミト云ヘリ然レトモ此説ニテハ未以テ二
者ノ區別ヲ了解スルニ足ラサルナリ

蓋人ノ法ハ之ヲ身分フロトナフ、ステータスノ法ト稱スヘク人ヲ區別シテ奴隸及自由人國士

及外國人家長及家族ニ區別セリ物ノ法ハ人ヲ一ノ契約者トシ又ハ一

ノ所有者トシテ論スルモノナリ之ヲ言換ユレハ人ノ法ニ於テハ其權

利ノ不平等ハアンイグワルナル點ニ根據シテ立論シ物ノ法ニ於テハ人ノ權利ノ平等ハアンイグワル

ナル點ヨリシテ論究スルナリ左レハ人ノ法ハ不平等ノ關係ノ法律ト

シ物ノ法ハ平等ノ關係ノ法律ト定解スルコトヲ得ヘシ

右ニ論究シタル所ヨリ考フルトキハ不平等ノ關係ノ法律及平等ノ關

係ノ法律ハ一般ノ成典ニ於ケル根本ノ區別ナリト云フコトヲ得ヘシ

一人ト一
人トノ關
係ニハ平
等ヲ尊フ
故ニ私法
ニ身分法
アルハ理
ニ反ス
人定法ニ
不平等必
要ノ理由

何トナレハ平等及不平等ナル事柄ハ法律ノ思想ニ於テ最必要ナル所
ノモノナレハナリトポースト氏ハ云ヘリ

一個人ト一個人トノ關係ニ就キテハ人定法モ道德法ト同ク平等ト云
フ事ヲ以テ正理ト云フコト、同一視セリ卽一個人ト一個人トノ間ニ
ハ常ニ平等ノ關係ノ存スルコトヲ要シ不平等ノ關係アルハ實ニ正理
ニ反シタルコトナリ然レトモ人定法ニ於テハ不平等ト云ヘルコトモ
亦決ノ捨ツ可ラサル必要物ナリトス何トナレハ已ニ論シタル如ク人
定法ニ於テハ主權者卽人民方服從ヲ呈スル所ノ優者アラサルトキハ
決シテ人定法上ノ權利義務ハ生セサレハナリ卽人定法ハ必スヤ一方
ニ於テハ劣者アリ一方ニ於テハ無敵ノ優者アルコトヲ認ムルモノナ
リ然ルニ人定法上ノ權利義務ト云フトキハ一ハ人民ト人民トノ關係
ヲ意味シ又一ハ主權者ト人民トノ關係ヲモ意味スルモノニシテ之ヲ

身分法ハ
主ニ公法
ニ存ス

言換フレハ平等ト平等トノ關係及不平等ト不平等トノ關係ヲ意味ス
ルモノト知ル可シオースチン氏ハ人ノ法ノ大部分ハ政治即憲法ヨリ
成立ツコトヲ論シタルトキ此點ヲ看過シタルハ遺憾ナリト云フヘシ
而シテ公レバアリツクロー法ニ屬スル關係ヲ舉クレハ一方ニハ主權者アリテ他ノ一
方ニハ主權ニ服從スル人民アリ又ハ政府ノ種類ニ由リテハ種々ノ下
等ノ官位アリテ優者ト劣者即不平等ノ關係極メテ多シ左レハ公法ハ
身分法ノ一種タルコト明カニシテ又論スルヲ待タス而シテ私法ニ於
テモ身分法ノ存スルハ寧ロ公法ノ一部分カ私法ニ侵入シタルモノト
云テ可ナリ野蠻又ハ未開ノ立法ニ於テハ往々私法ノ中ニ應サニ適當
ニ公法ニ屬スヘキ所ノ身分法ヲ引用シテ私法ノ面目ヲ傷害シタルコ
ト少カラス例ヘハ古キ羅馬ノ身分法ノ如キ一家ノ長ハ其妻子ニ對シ
死生ノ權ヲ有シタルモ必竟適當ニ主權者ノ握有スヘキ所ノ權力ノ一

合衆國領事裁判訴訟法

米國法律學士 シドモール 講義

法學士 澁谷 慥爾 譯述

校友 畔上 啓策 編輯

緒言

諸君予ハ今日ヨリ本校ニ於テ亞米利加合衆國ノ法律ヲ講述セントス
ルニ方リ學生諸君ノ斯學ヲ攻窮スルニ特ニ肯緊ナルモノハ合衆國ノ
法律其數多シト雖惟フニ學生諸君及諸君ノ同胞兄弟ニ最密接ノ關係
ヲ有スルモノ即大日本帝國ニ於ケル合衆國ノ公使館及領事廳ノ沿革
組織管轄權及其之ヲ實行スルノ手續如何ヲ講述スルヲ以テ最必要ナ
ルコト、信スルナリ諸君ソレ能ク其意ヲ諒シ審議討論シテ以テ諸君
講學ノ一端ヲ補フニ足レハ幸甚

第二編 民事訴訟手續

第一章 公使及領事廳ノ沿革

一千八百五十七年日米兩國間ニ締結シタル盟約ノ第四條ニ曰日本國
 内ニ於テ罪ヲ犯シタル合衆國ノ人民ハ日本國駐在ノ米國總領事又ハ
 領事之ヲ審問シ米國ノ法律ニ據リテ所斷スヘシトアリ
 一千八百五十八年右條約ヲ改正シ其第六條ニ曰日本國民ニ對シテ罪
 ヲ犯シタル合衆國人民ハ同國領事廳ニ於テ之ヲ審問シ犯罪ノ證據判
 然スルトキハ米國ノ法律ニ依リテ所分スヘシ云々ト
 此條約又ハ此條約ニ追加シタル貿易條例ヲ犯シタルモノニ對シ罰金
 又ハ沒收等ヲ請求スルノ訴訟ハ總テ之ヲ米國領事廳ニ提起シ其請求
 ノ金額若クハ物品ハ之ヲ日本國官吏ニ交付スルモノトス
 又右條約ノ第九條ニ曰日本國ノ官吏ハ米國領事ノ依頼アルトキハ合

衆國ノ犯罪者ニシテ逃亡シタル者ヲ速カニ逮捕シ領事ニ於テ犯罪者ト判定シタルトキハ之ヲ日本政府ノ監獄署ニ留置シ且米國領事カ日本在留ノ米國人民ヲシテ米國ノ法律ヲ遵奉セシムル爲メ又ハ日本國ノ各港ニ停泊スル商船ノ安全ヲ保護スル爲メ其職務ヲ行フニ方リ日本國ノ官吏ハ必要ノ補佐ヲ與フルモノトス而シテ米國領事ハ日本政府ニ對シ監獄費其他補佐ヲ受ケタル事柄ニ付キ相當ノ報酬ヲナスヘシトアリ右條約ノ條項ニ就テ見ルトキハ米國領事ハ其國民又ハ外國人民ニ對シテ民刑事事件ノ裁判權ヲ有スルト雖日本國民ニ對シテハ毫モ民刑事事件ノ法庭ヲ開クノ職權ヲ有セサルヤ明ナリ然レトモ一千八百五十四年(嘉永七年)ノ神奈川條約第九條ヲ見ルニ大日本政府若將來ニ於テ他國ト締盟シ曾テ合衆國ニ准許セサル特權及利益ヲ他國及其國民ニ准許スルトキハ合衆國及其國民ニモ亦右ト同一ノ特許及利益

Nation favored clause

嘉永七年
ノ條約

日英兩國
間ノ條約

ナ直チニ付與スヘキモノトストアリ蓋此條項ハ最惠國條項ト稱シ獨
 リ合衆國トノ條約ノミニ限ラス何レノ國ノ條約ト雖必附加セルモノ
 ナリ

右條約ノ勢力及其効果ヲ充分ニ理解セント欲セハ必先日本政府方右
 神奈川條約以後ニ他ノ外國ニ締結シタル條約ノ如何ヲ審カニセサル
 ヘカラスト雖余ハ今諸君ニ對シ日本政府方諸外國ト締結シタル條約
 中領事ノ司法權ニ關スル一切ノ條款ヲ列叙スルヲ欲セス單ニ右ニ掲
 ケタル條約ノ缺點ヲ補充スル條項ノミヲ舉グルヲ以テ足レリト信ス

日本政府方一千八百五十八年ニ於テ英國ト締結シタル盟約ヲ見ルニ
 曰凡物權ト人權トヲ問ハス大日本帝國內ニ在留スル英國臣民ノ間ニ
 權利ノ爭論ヲ來スニ方リ之ヲ所斷スルノ管轄權ハ總テ英國ノ官吏ニ
 屬スルモノトス而シテ又英國ノ臣民タル者若大日本帝國臣民又ハ他

四

之四十八

條約 奧國トノ

は Austro-Hungary

國ノ臣民ニ對シテ罪ヲ犯ストキハ英國領事又ハ職權ヲ有スル其他ノ官吏ニ於テ之ヲ審問シ英國ノ法律ニ照シテ處分スルモノトスト一千八百六十九年ニ於テアウストローハンガリー國ト締結シタル條約ハ猶一層廣濶ナル准許ヲ含蓄スルモノ、如シ其條約ニ曰凡大日本帝國内ニ居住スルアウストローハンガリー帝國ノ臣民間ニ物權又ハ人權ニ關シ爭論ヲ來ストキハ右帝國ノ官吏ニ於テ之レヲ管轄所分シ日本政府ハアウストローハンガリー帝國ノ臣民ト他ノ盟約各國臣民トノ間ニ起ル事件ニ干涉スルヲ得サルモノトス

アウストローハンガリー帝國ノ臣民タルモノ若大日本國民又ハ他ノ外國臣民ニ對シテ罪ヲ犯シタルトキハ帝國ノ領事官之ヲ審問シ帝國ノ法律ニ照ラシテ處分スルモノトスト

日本帝國ノ臣民若合衆國民ニ對シテ罪ヲ犯シ又ハ合衆國民ノ爲メニ

民事被告トナサル、トキハ被害者タル合衆國民ハ日本政府ニ對シ救濟ヲ請求シ得ルモノトス但其請求ヲ提起スル手續ハ合衆國ノ領事廳ヲ經由スルモノトス

大日本帝國ト盟約ヲ實施スル爲メ合衆國ノ國會ハ一千八百六十年ニ於テ更ラニ一ノ法律ヲ制定シテ日本帝國駐在ノ米國公使及領事ニ委任スルニ裁判ノ權ヲ以テシ之ヲ實際ニ適用スルノ規則ヲ設ケタリシカ此ノ法律規則ハ載セテ合衆國ノ改正布告全書第四十七章ニ在リ

第二章 合衆國公使及領事廳ノ組織

合衆國々會ニ於テ定メタル布告ニ依リ日本ニ於ケル合衆國ノ領事廳ハ橫濱法律上神奈川ト稱ス大坂、兵庫及長崎ノ四ヶ所トス又以前ニ在テハ江戸、新潟、下田、函館及佐渡島ニ合衆國ノ領事廳ヲ設ケタリト雖今日ニ於テハ右ノ五領事廳ヲ廢シ其管下ニ屬セシ場所ハ盡ク神奈川駐

領事廳
職員

Officer

在ノ總領事ニ於テ之レヲ管轄スルナリ
神奈川駐在總領事ノ管内ニ屬スル場所ハ北ハ北海道南ハ神奈川ヨリ
大坂ニ至ル間ノ中央マテニシテ大坂及兵庫駐在領事ノ管轄ニ屬スル
場所ハ神奈川ヨリ大坂ニ至ル間ノ中央ヨリ兵庫長崎間ノ中央マテニ
シテ其ヨリ西南ハ盡ク皆長崎駐在領事ノ管轄ニ屬スルモノトス
合衆國公使ノ有スル裁判權ノ管轄ハ其區域日本帝國全部ニ亘リ而シ
テ或二三ノ場合ヲ除クノ外ハ皆控訴廳ニシテ領事ノ裁判ニ不服ナル
トキハ控訴スルノ法廷ナリトス
合衆國ノ改正布告ニ基キ合衆國ノ領事裁判所ヲ組織スル職員ハ領事
(總領事又ハ領事ヲ云)總領事又ハ領事ノ不在又ハ疾病等ノ時ニハ副總
領事又ハ副領事及或特別ノ場合ニ在留ノ國民中ヨリ舉グル補助員ト
定ム而シテ副總領事及副領事ハ總領事及領事ノ不在又ハ病氣等ノ時

ニアラサレハ決シテ裁判權ヲ執行スルヲ得サルモノナリ

領事廳ノ附屬員ニシテ「マアシヤル」ト稱スル者アリ其職掌ハ執行官ト
 同一ニシテ合衆國ノ大統領之ヲ任スルモノナリ而シテ日本帝國駐節
 合衆國公使又ハ日本帝國ノ各港ニ駐在スル領事ヨリ發布スル命令手
 續等ヲ實際ニ執行シテ其報告ヲナスハ「マアシヤル」官ノ負擔スル義務
 ナリトス而シテ本官ハ其職務ヲ執行スルニ當リ自テ代理「マアシヤル」
 典獄及副典獄等ヲ撰舉シテ自己ノ職掌ヲ補助セシムルヲ得ルト雖此
 輩カ職務上ノ行爲ニ關シテハ「マアシヤル」百ヲ其責ニ任セサルヘカラ
 ス改正布告第四百百十一條ヨリ第四百百十六條迄ヲ參觀スヘシ
 領事廳ニハ書記生アリ領事之ヲ命ス其掌ル所ノ職務ハ領事廳ノ印章
 及記錄ヲ保管シ裁判事件ノ書類ヲ整頓シ及證據物ヲ記錄スルニ在ル
 ナリ且各領事廳ニハ譯官ヲ置キ證據物及書類ヲ和文又ハ英文ニ翻譯

狀師

アト
ト
ト
ニ
リ
Attorneys
イ
ス

スルノ事務ニ從事セシムルナリ
狀師モ亦領事法廳ノ職員ナリ而シテ合衆國領事廳ニ於テ狀師タルコ
トナ准許スルニハ他ノ合衆國領事廳ニ於テ以前狀師タリシコトノ證
據ヲ提供スルヲ以テ足レリトシ又或ハ領事其適否ヲ試驗シタル後之
ヲ許可スルコトアリ且合衆國ノ領事廳ニ於テ常ニ狀師タルノ權利ヲ
得ルニハ必合衆國ノ人民ニシテ先合衆國政府ニ對シテ忠義ヲ盡スノ
宣誓ヲ爲サ、ルヘカラス此故ニ狀師ノ稱號ハ之ヲ外國人ニ付與スル
ヲ得ス然レトモ各國交際ノ友誼上ヨリ外國人ト雖其人ノ一身上ニ付
不都合ナトキハ訴訟本人ニ代リ合衆國ノ領事廳ニ於テ狀師タルコト
ヲ許スナリ

附言

代言人ニ關スル合衆國ノ規則等ハ總テ英國ニ同シト雖唯其異ナル

所ハ英國ニ於テハ「バリスター」ト「ソリシツター」トヲ區別シ「ソリシツター」ハ裁判所以外ニ於テ訴訟事件ヲ執リ「バリスター」ハ法庭内ニ於テ訴訟事務ニ従事スルモノニシテ要スルニ「ソリシツター」ハ訴訟事件ノ證據書類要領書等ヲ調製スルコトヲ司リ且法庭内ニ於テモ一切ノ書類等ヲ整頓シ「バリスター」ヲ補助スルモノナリ

「バリスター」ハ重ニ法庭内ニ於テ訴訟辨論ヲ司ルモノナリ

合衆國ニ於テハ右ノ區別ナク代言人ヲ指シテ一般ニ「カウンセル」又「ソリシツター」ト稱シ渾テ一身ニテ英國ノ「バリスター」ト「ソリシツター」ノ司ル職務ヲ兼スルモノナリ

第三章 裁判管轄ノ權

合衆國ニ於テハ其改正布告ヲ以テ大日本帝國ニ駐在スル合衆國ノ公使及領事ハ日本帝國トノ通商條約ニヨリテ各自ニ委任サレタル權利

差留權

ばりすどる りちふいーるど講義
ばりすどる 増島六一郎譯述
校 友 山口正 毅編輯

第一回

諸君余ハ曩キニ本校ヨリ諸君ノ爲メ講義ヲ致サントチ囑托セラレタ
レトモ速カニ其依頼ニ應セサリシハ敢テ英吉利法律即余カ本國ノ法
律ヲ講スルヲ以テ無益ナリト信シタルニアラス惟フニ英法ノ浩瀚ナ
ルヤ余カ僅少ノ時間ヲ以テ之ヲ縮少シ講スルト實ニ容易ノ業事ニア
ラサルヲ以テナリ

然レトモ今ヤ既ニ其囑托ニ應シ本日ヨリ諸君ト共ニ英法ヲ研究セン
ト欲ス蓋シ英法ヲ學ヒ之レカ蘊奧ヲ極ムルトキハ諸君ノ智識ヲ開發

シ且英法ハ論理ニ適シ應用ニ便ナルヲ以テ諸君ヲ益スルヲ余カ確信
シテ疑ハサル所ナリ

諸右ニ述ヘタルカ如ク英法ノ浩瀚ナルヤ今悉トク之ヲ講セント欲ス
ルモ僅少ノ時間ヲ以テ能ク之ヲ爲シ得ル所ニアラス故ニ其中ヨリ最
面白ク利益ノ大ナルモノニシテ且余カ學力ニ應シ諸君ノ解シ易カラ
ンモノヲ撰ミテ之ヲ講シ以テ余カ諸君ニ對スルノ責任ヲ盡サントス
然レトモ僅少ノ時間ヲ以テ面白クシテ且利益ノ大ナルモノヲ講セン
トスルト是レ亦容易ノ業ニアラサレハ余ハ之レカ適當ナル學科ヲ撰
擇スルニ於テ頗フル焦慮ヲナシ終ニ差留權ニ就キ講スルトノ最モ適
當ナルヲ發見セリ蓋シ此差留權ヲ講シ爲メニ諸君ヲ利益スル所以ハ
啻ニ差留權ノ何物タルヤヲ知ルノミナラス之ヲ研究スルト同時ニ財
産ニ就キ各人ニ關スル權利義務ヲモ知ルトヲ得レハナリ

差留權ノ種類

抑差留權トハ契約ニ因ルニアラス單ニ法律ノ推測ニ依リテ負債又ハ約定ニ關スルノ義務ヲ盡サ、ル者アルトキハ之ヲ盡サシムルカ爲メ動産又ハ不動産ヲ緊束スルノ權利ヲ謂フ

然レトモ此差留ノ權利アルカ爲メニ右ノ動産不動産ニ關スル所ノ所有權ヲ其權利者ニ移轉セシムルモノニアラス
差留權ニ二種アリ

第一 財産ヲ握有スルカ爲メ有スル差留權

第二 財産ヲ握有セスシテ有スル差留權

第一ノ財産ヲ握有スルカ爲メ有スル差留權ノ定義ヲ下ストキハ正當ノ理由ヲ以テ他人ノ財産ヲ有スルトキ之レカ義務ヲ盡シ得ルニ至ルマテ其財産ヲ差留置クノ權利ヲ謂フ

第二ノ財産ヲ有セスシテ有スル差留權トハ其財産所有主ニ負債又ハ

差留權

約定ニ關スル義務アルカ爲メ存スルモノナレトモ握有ナクシテ有スル差留權ヲ謂フ

第二ノ握有ナクシテ有スル差留權ヲ組織スルノ原素ハ甚混雜セルモノニシテ或場合ニ裁判々決ヨリ之ヲ得又或場合ニハ商業上ノ習慣ヨリ之ヲ得ルモノトス

此講義ニ於テ余ノ述ヘント欲スル所ハ專ラ第一ノ握有スルカ爲メ有スル差留權ナリ而シテ此差留權ハ英吉利ノ「common law」ヨリ起因シタルモノトス

第一ノ差留權ヲ分チテ二トナス

第一 特別差留權

第二 普通差留權

第一 特別差留權トハ或財産ニ關シテ起リタル負債義務アルトキハ

其義務償却ニ至ルマテ其財産ヲ差留ムルノ權利ヲ謂フ

第二 普通差留權トハ相手間ニ取引アルカ爲メ其兩人間ニ存スル差

引勘定終決ニ至ルマテ之ニ關スル財産ヲ差留ムルノ權利ヲ謂フ

普通差留權ハ特別ナル商業上ノ習慣ヲ本トシテ起リタルモノナルヲ

以テ裁判所ニ於テハ特別差留權ノ如ク常ニ之ヲ差留ムルノ權利ヲ與

ヘサルモノトス故ニ普通差留權ニ在リテハ商業ノ習慣ニ基キテ特別

ノ契約ヨリ起リタルトテ證明セサルトキハ差留權ヲ得ル能ハサルモ

ノトス

然レトモ右ニ反シテ特別差留權ニ在リテハ「てんもんろー」ニ基キタル

ヲ以テ法律ハ常ニ此權利ニ力ヲ盡サンコトヲ務メリ

以上述ヘタルカ如ク差留權ヲ區別シテ逐次之ヲ講セント欲スレトモ

先契約ノ一種ナル動産委托中即質入ナルモノハ此差留權ト稍相類似

質入ト差
留權トノ
區別ヲ論
ス

セルヲ以テ一應之ヲ述ヘントス
或點ニ於テハ差留權ト質入トノ間ニ同一ナル所アリ又或點ニ於テハ
異ナル所アリ其異ナル所ハ質入ハ明約ヲ以テスルモノナレトモ差留
權ニ在リテハ明約セサルモ法律ノ認定ニ依リテ存スルモノトス而シ
テ差留權ト質入ト同一ナル所ハ即其物品ヲ握有スルニヨリ二者共ニ
法律ヲ以テ保護セラル、ヲ得ル一點ナリトス
借質取主ノ權利ハ其財産ヲ貸金抵當ニ取り置クモノナレハ期限ニ至
リ質入主ニ於テ義務ヲ盡ストキハ財産ヲ返還スルモノナレトモ若シ
期限ニ至ルモ尙ホ義務ヲ盡サ、ルトキハ其財産ヲ賣却シ元利入費等
ヲ引去リ餘金アレハ之ヲ物品所有主即質入主ニ返還セサルヘカラス
差留權ヲ有スル人モ亦質取人モ其權利ヲ保護スルカ爲メ財産ヲ握有
スルニ止ルモノニシテ所有權ニ至リテハ一モ之ヲ有スルコトナシ

夫レ斯ノ如ク差留權ヲ有スル人及質取主ノ權利ハ全ク自己ノ權利卽
利益ヲ保護センカ爲メ財産ヲ握有スルヲ以テ若シ他人ノカ握有ヲ妨
ケ其財産ヲ掠奪シタルモノアルトキハ之ヲ取戻スノ權利アレトモ其
財産ノ所有權ヲ取戻スニハアラサルナリ

抑質入ノ何物タルヲ知ラントセハ彼ノ少壯ノ代言人等カ其初メテ代
言ニ從事スルヤ多クハ未得意ノ少ナキヨリ從テ多分ノ收入ヲ得ル能
ハサルカ爲メ己ムヲ得ス時計又ハ指環ヲ質入スルヲ以テ最適切ナル
例トス故ニ代言人等ハ始メテ其時計又ハ指環ヲ質入シ自ラ質入ノ何
物タルヲ學ヒ尙ホ一步ヲ進ミテ他ノ財産ヲ質入スルヲ知ルニ至ル
ハシ然レトモ此質入ノ事タル固ヨリ本講ト密接ノ關係アルニアラサ
レハ今之ヲ詳説スルノ煩ヲナサハルヘシ右ハ唯質入ノ一例トシテ引
證シタルニ過キサルノミ

以上述ヘタル所ハ余カ諸君ニ向テ講セントスル科目ノ大畧ナリ是ヨリ本論ニ入り專ラ差留權ニ關スル法律ヲ述ヘント欲ス諸君宜シク注意アラントナ望ム

余ハ既ニ述ヘタルカ如ク差留權ハ財産ヲ握有スルカ爲メ存スルモノナルヲ以テ若シ其握有ヲ失フトキハ從テ差留權モ共ニ失フモノトス何トナレハ若シ取引シタル相手間ニ於テ其差留權ノ中斷セラレタルカ又ハ永續セサルコトヲ證明スルトキハ之ヲ差留ムルヲ能ハサレハナリ故ニ裁判所ニ於テハ常ニ其握有アルヤ否ヤニ付キ最注意スルモノナリ

今差留權ノ起ル場合ヲ舉グレハ即競馬ニ使用センカ爲メ或馬ヲ調成センコトヲ馬喰ニ依頼セリ故ニ馬喰ハ其依頼ニ應シ馬ヲ調成シタルニ所有者ハ之カ入費ヲ拂ハサルトキハ馬喰ハ其馬ヲ差留ムル權利アル

モノトス
左レハ馬喰ハ其特別ノ技藝ニヨリ馬ヲ仕立テタルニ所有者ニ於テ其
入費ヲ拂ハサルトキハ馬ヲ差留メ之ヲ返還セサルコトヲ得レトモ若
シ最初所有主タル者豫シノ春期又ハ秋期ノ競馬ニ使用センコトヲ約
シ其間他人ヲシテ馴致セシメンコトヲ依頼シタルトキハ一旦握有ヲ
中斷シタルモノナレハ裁判所ハ容易ニ差留權ヲ與ヘタルモノトス
特別差留權ハ或ル時ニ限り請求スルヲ得ル金額ニ對シテ有スルモ
ノナリ故ニ其權利ヲ保護スルカ爲メ費シタル金額ニ付キ差留權ナキ
モノトス何トナレハ既ニ述ヘタルカ如ク法律上財産ヲ差留ムルコト
ヲ請求スルヲ得ルト雖自己ノ利益ヲ保護スルカ爲メ持主ノ意思ニ逆
ラヒ強ヒテ自ラ費シタルモノナルヲ以テ法律上之ヲ認メサルモノナ
レハナリ然レトモ特約アル場合ニハ此限ニアラス

右ハ質入ノ場合ト異ナルモノニシテ質入ニ在リテハ諸雜費ヲ請求スルノ權アルモノトス蓋シ其異ナル所以ハ質入ハ明言シタル特別契約ヨリ成立スルモノナレハ其諸雜費ヲ支拂フノ義務アレトモ差留權ハ特約アルニアラス只法律上之ヲ認メタルモノナルヲ以テ其差留ムルニ付キ費シタル金額ニ至ルマテ之ヲ請求スルノ權ヲ認メサルモノナレハナリ

此問題ニ關シ古來種々ノ議論アリタルヲナレトモ遂ニ「ブリチス、エンパイヤ、シッピングコンパニー」對「ソームス」ノ訴訟ニ於テ一決セラレタリ抑右訴訟ニ於テ原告ハ「ソームス」ナル造船人ニ船舶ノ「修覆」ヲ依頼セリ然ルニ「ソームス」ヨリ原告ヨリ通知シテ曰ク速ニ賃錢ヲ支拂ハサルニ於テハ一日百弗ツ、ノ「ドック」料ヲ受取ント依テ原告ハ其賃錢ヲ拂ヒタル後正否ヲ法廷ニテ爭ハント思考シ先其船舶ヲ受取ル丈ケノ賃錢

ナ支拂ヒ而シテ之ヲ法廷ニ訴ヘタリ
 然ルニ裁判所ニ於テ之カ判決ヲ下シテ曰ク斯ル「ドック」料ヲ受取ント
 スルハ必竟差留權ヲ保護スルカ爲メナレハ之ヲ要求スルヲ得サル
 モノナリト
 此時判事長説明シテ曰ク斯ル時ハ被告ニ舉證ノ責任アリ即船舶ヲ差
 留ムルニ當リ之カ入費ヲ支拂フノ規則アリト證明ヲナスト是ナリ且
 此請求タルヤ契約ニ基キタリトスルモ私犯ニ基キタリトスルモ之ヲ
 定ムルコト最モ困難ナリ蓋持主ハ其意ニ反シテ船舶ヲ差留メラレハ
 カラ其差留入費ヲ支拂フノ約定アリト認ムルヲ能ハス如何トナレハ
 此契約ヲ支フルノ「コンシダレ」シヨ「即約因」ノ存スルヲアサレハ
 ナリ而シテ又私犯ニモ基キタルモノトスルヲ得ス何トナレハ船主ハ
 「ソームス」ノ術中ニ陷レラレ爲メニ其握有ヲ取戻スヲ得サリシニヨ

差留權

差留權ニ
關スル一
般ノ規則

リ右ノ船舶ハ「ソームス」ノ手ニ殘リタルモノニシテ最初「ソームス」ニ於テ不法ニ之ヲ留メ置キタルモノニアラサレハナリ故ニ若シ「ソームス」ノ請求ヲ支ヘント欲セハ唯船主ヨリ「ソームス」ニ對シテ存スル所ノ負債金アリト云フヨリ他ニ道ナキモノナリト
右ノ裁判タルヤ管ニ差留權ノ何物タルヲ説明シタルノミナラス一種特別ノ契約タルヲ自ラ知ルヲ得ヘシ
此ヨリ差留權ニ關スル一般ノ規則ヲ述ヘン
凡ソ財産ヲ差留ムルニハ之ニ對スル負債アルヲノ事實ナカルヘカラス譬ヘハ銀行營業者ハ特別負債ノ爲メ抵當ヲ取り置キタル場合ニ當リ負債主ニ於テ其負債ヲ辨償シタルモ亦其外ニ負債アルトキハ銀行ハ其抵當財産ヲ差留ムルノ普通差留權ヲ有スルモノトス
然レトモ右ニ反シテ組合商社ハ銀行ニ對シテ負債アリタル場合ニ際

シ其社員モ亦同銀行ニ對シテ負債アルカ爲メ抵當ヲ入レタル場合ニ於テハ其抵當財産ハ特別ノモノナルヲ以テ組合商社ニ負債アルヲ理由トナシ社員ノ抵當財産ヲ差留ムルノ權ナキモノトス何トナレハ銀行ニ於テ商社ト取引シタルハ其社ニ信用ヲ措キタルモノニシテ或社員ト取引シタルハ其社員一己人ヲ信用シタルモノナレハ其性質タル自ラ異ナルヲ以テナリ

又一ノ例ハ甲者某銀行ニ二口ノ預金アリ而シテ一口ハ甲者自身ノ名義ヲ以テシ一口ハ「トラスチー」ノ名義ヲ以テシタルトキハ銀行ニ於テ甲者ノ負債ノ爲メ「トラスチー」ノ預金ヲ差留ムルヲ得サルモノトス又持主ヨリ財産ヲ渡シタル片一般ノ取引ニ關係シタルニアラサレハ之ヲ差留ムルヲ得ス故ニ特別ノ關係ナキ契約ニ對シテハ差留ムルノ權ナキモノトス例令ハ旅宿屋ノ主人ハ其旅人ノ携帶品ニ對シテハ

差留權アレハ携帶品ニアラサル財産ヲ預リタルトキハ其財産ニ對シ
テハ之ヲ差留ムルノ權存スルコトナシ
以上述ヘタル所ハ差留權ニ關スル大意ナリトス次回ニ於テハ差留權
ニ關スル人ノ資格利害等ヲ講述セントス尙ホ終リニ臨ミ一言スヘキ
コトアリ握有トハ何ソヤト云フコト是ナリ
抑々差留權ヲ組成スルニハ握有アルコトヲ要スレトモ此握有ナルモノハ
必ラスシモ現ニ手ニ握リ居ルト云フノミニアラス其代理人之ヲ預ル
モ矢張本人ノ握有セルト同一ナルモノトス即船長ハ船主ニ代リテ船
舶又ハ其他ノ物品ヲ握有スルモノナリ又鎖鑰ヲ有スル片ハ倉庫ヲ握
有セルト同シク又税關ニ對シ此財産ハ余カ所有品ナリト通知スルト
キハ其財産ハ例令税關ノ手ニアルモ尙其人ノ握有ヲ保ツモノトスル
カ

○英文法律書出版前金購買者募集廣告

實務ニ急需アル學術ハ法律ニ若クハナシ實地應用ニ適切ナル法律ハ英吉利法律ニ若クハナシ抑本校ハ邦語ヲ用ヒ主トシテ英吉利法律ヲ教授シ世務ニ能堪ノ士ヲ養成セシムコトヲ勤メリ然ルニ熟社會ノ情勢ヲ察スルニ今ヤ内外人ノ交際日ニ繁キヲ致スノ秋ニ方リ區々邦語ニ依リ外國法律ヲ授クルカ如キハ未以テ有爲ノ士ヲ陶冶スルニ足ラサルナリ本校夙ニ此ニ見ル所アリ本期ヨリ英語及歐文法律書改修ノ科目ヲ創置セリ然ルニ之ヲ實施スルニ方リ大ニ不便ヲ感スルモノハ英吉利法律書ノ價值極メテ高貴ニシテ尋常學生ノ容易ニ購求スル能ハサル是レナリ加之坊間書肆ニシテ英吉利法律書ヲ蓄フル者甚稀ニ今試ニ各肆ノ律書ヲ網羅スルモ尙本校教科書ニ供スルニ足ラサルナリ是ニ於テカ本校ハ斷然資ヲ擲キテ英書ノ雕刻ニ從事シ務メテ其價ヲ廉ニシテ專ラ本校學生ノ教科書ニ充テ傍ラ江湖諸士ヲシテ容易ニ英法ノ原書ヲ購讀スルノ便ヲ與ヘント欲ス若夫レ出版及購求ノ方法ノ如キハ左ノ數箇條ニ就キテ了知セラレシムコトナ

第一條 第二科第一年級ノ教課用ノ爲メ初歩ノ法律書中ノ最善良ナル者ヲ選ヒ雕刻スルニ付前金購買法ニ依リ廣ク江湖ノ需ニ應ス

出版書目○ブラクストン氏英法註釋一八八〇年新版 ○アンソン氏契約法 ○アンダーヒル

氏私犯法○マークビー氏法律論綱○スミス氏商法○ウキルリアム氏不動産法○テ
リー氏法律原論○ブルーム氏英法註釋○スミス氏訴訟法

第二條 書籍ハ中形ノ冊子體ニ編輯シ毎月三回ニ分チ之ヲ出版シ一回ノ紙數一百ペ

ージ内外ニシテ一ページ凡十字詰四十行トス

第三條 一冊ノ定價ヲ四十錢トシ前金購買者ヘハ特ニ二割五分引卽三十錢ノ代價ヲ
以テ配付ス

第四條 前金購買者ハ一ヶ月分ノ代價卽金九十錢ヲ前月末マテニ當校會計掛ヘ拂込
ムヘシ

第五條 英吉利法律學校内外生徒ハ格別ニ五割引卽一冊二十錢ノ代價ニテ購買スル
コトヲ得但代價拂込手續ハ第四條ニ據ルヘシ

第六條 今回ノ出版ハ第一條ニ記載ノ書籍ヲ悉ク出版シタルトキハ第一回ノ英文出
版事業ヲ了リタルモノトス

第七條 今回出版ノ書籍ハ英文法律書中ノ純粹ナル者ヲ撰採シタルナレハ各専門公
私諸學校及地方中學校教師範學校等ノ教課書ニ最適當ナリトス

京東神田區錦町

英吉利法律學校

明治十九年十月

○第一科教課及受持講師姓名

第一學年

一 會社	一 證據	一 財產	一 買賣	一 英語	一 理論	一 判決	一 羅馬	一 英國	一 合衆	一 動產	一 組委	一 代理	一 刑族	一 親犯	一 私犯	一 契約	一 法學
法	法	法	法	學	學	學	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	論
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
大谷木備一郎	渡邊安積	藤田隆三郎	增島六一郎	菅沼達吉	坪井九馬二	渡邊安積	渡邊安積	澁谷皓爾	シドモール	元田肇	松野貞一郎	菊池武夫	岡山兼吉	山田喜之助	奧田義人	土方寧	山田喜之助

第二學年

一 訴訟	一 行政	一 憲法	一 法律	一 分析	一 破產	一 財產	一 英語	一 訴訟	一 判決	一 合衆	一 チョ	一 一訴	一 國際	一 保險	一 治罪	一 商船	一 流通
法	法	法	論	學	法	法	學	演	錄	國	氏	訟	公	法	法	法	證
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
增島六一郎	江木衷	植村俊平	增島六一郎	高橋捨六	山田喜之助	增島六一郎	菅沼達吉	渡邊安積	シドモール	關直彦	增島六一郎	高橋捨六	伊藤悌治	木下廣次	高橋健三	土方寧	大學助教授

オース 法理學 毎時間 法學士 關 直彦

日本法令 全上 米國法律學士金子堅太郎

立國法律 全上 米國法律學士シドモール

合衆國法律 全上 米國法律學士シドモール

動産差押法 一回 米國法律學士リッチフィールド

訴訟演習 每週一回 二時間乃至三時間

英語學 毎時間 理學士 高須祿郎

卒業論文 毎時間 理學士 高須祿郎

臨時講義 法科大學教頭 穂積陳重

臨時講義 パリストル 岡村輝彦

臨時講義 米國法律學士 小村壽太郎

成法理論 高橋健三

臨時講義 法學士 合川正道

○第二科教課及受持講師姓名

第一學年

訴訟法 パリストル 増島六一郎

契約法 法學士 土方寧

私犯法 法學士 奥田義人

法律原論 法學士 澁谷慥爾

一英法註釋 法學士 山田喜之助

一英法註釋 法學士 渡邊安積

二代理法 法學士 山田喜之助

一賣買法 法學士 高橋捨六

一不動產法 法學士 元田一肇

一證據法 法學士 渡邊安積

一流通證書法 法學士 土方寧

一會社法 法學士 奥田義人

一國際公法 法學士 岡山兼吉

一破產法 法學士 江木衷

一法律抵觸論 法學士 増島六一郎

一法律學 法學士 渡邊安積

一法律沿革論 法學士 江木衷

一法律沿革論 法學士 高橋健三

一憲アモス氏 法 法學士 伊藤悌治

一衡スネル氏 平 法 米國 法律學士 小村壽太郎

右之通り改定候也 東京神田錦町貳丁目貳番地 英吉利法律學校

明治十九年九月

校外生規則 第七款 講義錄

第三十八條通則 遠隔ノ地方ニ在リ又ハ

業務ノ爲メ參校シテ親シク講義ヲ聽ク能

ハサルモノ、便チ計リ校外生ノ制ヲ設ケ

本校講師講義ノ筆記ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ

第三十九條種類 講義錄ハ第一級講義

錄第二級講義錄第三年講義錄ノ三種ト

ス但第三年級講義錄ハ明治二十年九月ヨ

リ之チ出版ス

第四十條出版日 第一級講義錄ハ毎土

曜日ニ發兌シ第二級講義錄ハ毎水曜日

ニ之チ發兌ス

第四十一條紙數 講義錄ハ都テ一冊ノ紙

數九十「ペ」ジニテ限リトス

第十二條記載事件 講義錄ハ講義ヲ記載

スルノ外本校ノ記事及廣告類ヲ記載スル

モノトス 第二款 校外生入學在學規則

第四十三條通則 何人ニ限ラス本規則ニ

從ヒ校外生タラント欲スルモノハ試験ヲ

要セス何時ニテモ入學ヲ許ス

第四十四條教科及修業年限 教科及修業

年限ハ校內生ニ同シ

第四十五條講義錄配付 校外生ニハ每週

一回英吉利法律講義錄ヲ配付スヘシ

第四十六條證書 校外生ニシテ就學證書

又ハ卒業證書ヲ受ケント欲スルモノハ望

ニ依リ試験ノ上之チ授與スヘシ

第四十七條入學手續 校外生タラント欲

スルモノハ其氏名、族籍住所、年齢ヲ記シ

タル入學證ニ束修並一ヶ月分月謝ヲ添ヘ

申込ムヘシ

第四十八條入學證

校外生入學證雛形

私儀今般貴校へ入學御許可相成候上ハ在學中御規則
堅ク相守可申候仍テ證書如斯候也

宿所族籍

年月日

姓

名印 年齢

英吉利法律學校御中

第四十九條東修 校外生ハ東修金五拾錢

ナ納ムヘシ 第五十條月謝 校外生ハ毎月翌月分ノ月

謝金七拾錢ヲ納ムヘシ 但前納セサルモノハ講義録ノ配付ヲ

見合スヘシ 第五十一條増金 將來印刷費遞送費等増

加スルトキハ豫メ通知シテ相當ノ増金ヲ

納メシムルコトアルヘシ 第五十二條月謝金不返付 既ニ受領シタ

ル月謝金ハ假令本人ノ都合ニヨリテ退學

スト雖之ヲ返付セス 第五十三條住所通知 住所ヲ轉シ又ハ氏

名ヲ改稱スルモノハ速ニ本校講義録掛ヘ

通知スヘシ 第五十四條月謝金遲滯 月謝金不納ニケ

月以上ニ及フトキハ退校生ト見做スヘシ

故ニ再送本ヲ請フモノハ更ニ入學ノ手續

ヲ爲サシムヘシ 第五十五條月謝金送付手續 月謝金ヲ爲

替トシテ送致スルモノハ東京神田區錦町

二丁目二番地英吉利法律學校會計岡山兼

吉ヘ宛東京神田郵便局ヘ向ケ振込ムヘシ

第五十六條同上 月謝金ハ郵便切手ヲ以

テ納付スルコトヲ禁ス 通運會社ニ托シ貨幣ヲ送致スルモノハ配

達料一錢ヲ添ヘ拂込ムヘシ 第三款 校外生質問規則

第五十七條通則 本校々外生講義録ニ登

載スル諸課目ニ限り疑問アルトキハ通信

ヲ以テ之ヲ質スコトヲ得但擬律擬判ノ問

ハ一切答案ヲ付セサルモノトス 第五十八條質問信書 質問信書ニハ講義

録ノ號數合本ニ爲シタルタメ號數ノ見課目丁數

ヲ示シ疑問ノ要點ヲ明瞭ニ記載スヘシ

第五十九條答案 凡質問ハ質問委員ニ於

テ其難易ヲ判別シ主旨自ラ明瞭ナリト認

ムルモノ若クハ質問通信ノ文意了解シ難

キモノハ答案ヲ付セサルヘシ 第六十條問答記載 質問及答案ハ時々講

義録ノ紙尾ニ登錄スヘシ 第六十一條質問信書名宛 質問信書ハ本

校質問委員ニ宛テ郵送スヘシ

廣 告

教科目中從來亞米利加法律ト稱シタルモノ
ノ自今合衆國領事裁判訴訟法ト改ム

法學士 渡邊安積先生講述

羅馬法 完

最上等洋綴
定價金壹圓

校外生諸君へハ特別廉價七十錢ニテ
賣渡ス 但郵税金三十二錢

現今獨逸ニ於テ法理學ノ泰斗ト仰カル、
博士イエリング氏曾テ謂ヘルコトアリ
曰羅馬ハ三タヒ世界ニ號令シ世界ヲ統一
セリ第一回ハ武威ヲ以テシ第二回ハ教權
ヲ以テシ第三回ハ法律ヲ以テセリト英吉
利ノ法理學士メイン氏モ亦曰羅馬法ハ
古來尊重敬禮ヲ以テ遇セラレサルノ世ナ
ク泰西諸國法律ノ大部分ハ實ニ羅馬法ニ
根據スル者ナリト蓋目今我國ノ制度ハ模
範ヲ歐米ノ法律ニ取リテ益改良進歩セン
ト欲スル者ナレハ羅馬法ノ我國ニ進入ス
ル勢避ク可カラサルノコトタリ然ラハ則
世ノ法律ノ學ニ從事シ我國ノ法律制度ノ
改進ヲ以テ自ラ任セント欲スルノ士ハ豈
一日モ羅馬法ノ攻究ヲ緩慢ニ付シテ可ナ
ランヤ唯憾ラクハ羅馬法ノ邦語ヲ以テ綴
リタル者世甚稀ナリ本書ハ則テ法學士渡邊
安積君カ先キニ東京大學ニ於テ講述シタ
ルモノヲ修正補綴シタル所ニ係リ羅馬法
ノ原理要則ヲ彙集分析シ其明晰ナル歴々

掌ヲ指スカ如シ學者幸ニ此法理ノ無盡藏
ヲ座右ニ備フルトキハ其益タル蓋普通ノ
法律書數百卷ヲ有スルニ倍セン
發兌 東京馬喰町二丁目 島村利助
全本郷春木町三丁目 全支店

訴訟鑑定約定起算相談

バリストル 法學士 增島六一郎 英米
ノ實地ヲ研究スルノ後 第一着 法律
我訴訟ノ有様ヲ見ルニ 殊ニ然
終ヒニ救フニ道ナ 殊ニ然
キモノ少ナカラス 地方事件 依テ 通

信局 置 鑑定辯護立 社起業約定 内外商業
取引等ニ關 害失敗ヲ 未萌 二防クノ
シ當初ヨリ ナル船舶輻輳ノ中央ニ於 衝
ントス 倫敦 テ實地ニ専ラ研究シタル 衝

且英國 倫敦 等ニ關スル訴訟ハ專務 遠地ノ
突保險 等ニ關スル訴訟ハ專務 遠地ノ
君ト雖事件ノ情况ヲ 回答 セン但シ規則
御記送アラハ急速ニ 回答 セン但シ規則
第進呈スヘシ 回答 セン但シ規則

東京日本橋區 本局 橫濱居留地 出張所
檜物町六番地 六十番館

東京日本橋區 本局 橫濱居留地 出張所
檜物町六番地 六十番館

20131014

本校參考用書目

左ノ書籍參考用ノ爲メ本校生徒ニ限リ特別廉價ヲ以テ讓渡シ候

法學士渡邊安積編輯

○羅馬法

定價金壹圓
特別廉價金七十錢
遞送費三十二錢

法學士渡邊安積講義

○アンソンの契約法

定價一冊金八錢
又八十錢
十三冊マテ出版濟

法學士山田喜之助著

○英米代理法

定價金壹圓
特別廉價金七十五錢

法學士山田喜之助著

○註補英國私犯法

定價金七十五錢
特別廉價金五十錢

法學士山田喜之助著

○麟氏會社法

定價金壹圓三十錢
特別廉價九十五錢
遞送費金十四錢

法學士砂川雄峻著

○英米契約法
定價金壹圓
特別廉價七十五錢

○佛國商法手形法
三十六錢

○同會社法
三十六錢

○同代理法
三十六錢

○同民法書人特權
七十八錢

○法律沿革史
四十五錢

○英國通用手形法二冊
三十五錢

右遞送費ハ總テ先拂ノ事

明治十九年十月二日 (定價金貳拾錢)

持主 增島六一郎

印刷人 大谷木備一郎

編輯人 澁谷慥爾

發行所 神田錦町貳丁目貳番地 英吉利法律學校